

令和8年度税制改正の確認をしましょう!

令和8年度の税制改正大綱では、税負担の公平性を確保する観点から、富裕層に対する課税強化策が複数盛り込まれています。今回は、中でも特に注目される「ミニマムタックス（極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置）の見直し」と「ふるさと納税の定額上限の導入」について確認していきます。

ミニマムタックス!?

ミニマムタックスご存知ですか?
そろそろ会社をM&Aして引退しようかと思っているんだ

1億円の壁 **を是正する制度**

超富裕層の話でしょ?
関係ないような...

2027年
〈控除額〉3.3億円⇒1.65億円へ
〈税率〉22.5%⇒30%へ

M&Aの株式譲渡金額の譲渡益が負担増の恐れ!!

対象になりそうな方は
早めに顧問税理士などに相談
しましょう

岩田 まり子
Mariko Iwata



大阪シティ信用金庫提携の(株)ライオン橋パートナーズ代表取締役。大阪商工会議所セミナー講師などを務める。

ミニマムタックス税制とは

ミニマムタックスの正式名称は「特定の基準所得金額の課税の特例（極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置）」です。

日本の所得税は累進課税制度を採用しており、給与所得などの税率は最高45%に達します。一方、株式の譲渡益や配当金などの金融所得は一律約20・315%（所得税15%+住民税5%+復興特別所得税0・

315%）の分離課税となっています。

この税率構造の違いにより、金融所得の割合が高い超富裕層ほど所得税の実効負担率が低下するという現象が生じています。これがいわゆる「1億円の壁」と呼ばれる問題です。

ミニマムタックスは、この不公平を是正するために、超高所得者に対して最低限の税負担を求める仕組みとして創設されました。

現行制度の仕組み

現行のミニマムタックスでは、年間の基準所得金額が3・3億円を超える場合に適用されます。具体的な計算式は下記のとおりです。

現行の計算式

(基準所得金額-3.3億円) > 基準所得税額 × 22.5%

します。基準所得金額には、上場株式の配当・譲渡益（申告不要を選択していたものも含む）が算入されますが、NISA口座の非課税所得やエンジェル税制による非課税所得は除外されます。

なお、給与所得や事業所得のみで高所得の方は、すでに累進税率による高い負担がなされているため、通常は本制度の対象にはなりません。金融所得の割合が高い方が主な対象者です。

令和9年分からの改正内容

令和8年度与党税制改正大綱（2025年12月19日公表）では、ミニマムタックスの大幅な見直しが盛り込まれました。令和9年分の所得から適用されます。主な変更点は次の2つです。

●特別控除額の引き下げ

現行の特別控除額3・3億円が、1・65億円（半額）に引き下げられます。これにより、これまで対象外であった所得水準

の方も新たにミニマムタックスの対象となります。

●最低税率の引き上げ

最低負担税率が現行の22・5%から30%に引き上げられます。改正後の計算式は下記のとおりです。

改正後の計算式

(基準所得金額-1.65億円) > 基準所得税額 × 30%

① 改正の背景

ふるさと納税の定額上限の導入

ふるさと納税は、居住地以外の自治体に寄付を行った場合、寄付金額から2000円を差し引いた額が所得税・住民税から控除される仕組みです。制度の普及により寄付金受入額は年間1・2兆円を超える規模にまで拡大しました。

② 改正の内容

令和8年度税制改正大綱では、個人住民税における寄付金控除額の公平性に課題があるとの指摘がなされていました。

具体的には、道府県民税・市町村民税の特例控除額の限度額合計が193万円に設定されます。所得税の寄付金控除と住民税の基本控除分を合わせた全体では、約438万円が実質的な上限となります。

④ 経費率の見直し

あわせて、自治体の事業に活用できる寄付金の割合を60%以上とする方針も示されています。現行の経費率上限50%から実質的に経費を40%以下に抑える方向であり、ポータルサイト事業者への手数料等の縮減が求められることとなります。

まとめ

ミニマムタックスの見直しとふるさと納税の定額上限導入は、いずれも税負担の公平性確保を目的とした改正です。特にミニマムタックスについては対象者が大幅に拡大するため、数億円規模の資産売却等を予定している方は早期の対策が必要です。

今後の法案審議の動向にも注目しながら、自身への影響を確認しておきましょう。

実務上の留意点

改正により、これまで「一部の超富裕層向けの制度」と考えられていたミニマムタックスが、M&Aによる自社株売却や高



しかし、現行制度では所得が高い人ほど控除限度額も高くな

③ 適用時期

本改正は令和10年度以後の個人住民税について適用されます。